

公の施設の利用料金の改定に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

豊橋市長 長 坂 尚 登

豊橋市条例第 2 6 号

公の施設の利用料金の改定に関する条例

第 1 条～第 6 条 (略)

(豊橋市民センター条例の一部改正)

第 7 条 豊橋市民センター条例 (平成 4 年豊橋市条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(下線部分は改正部分)

改正後					
別表 (第 4 条、第 5 条、第 17 条関係)					
利用料金の限度額					
区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
		円	円	円	円
多目的ホール		<u>5,710</u>	<u>7,660</u>	<u>5,710</u>	<u>22,890</u>
大会議室		<u>5,040</u>	<u>6,700</u>	<u>5,040</u>	<u>20,130</u>
中会議室		<u>3,930</u>	<u>5,260</u>	<u>3,930</u>	<u>15,740</u>
小会議室		<u>1,770</u>	<u>2,340</u>	<u>1,770</u>	<u>7,050</u>
ミーティングルーム		<u>820</u>	<u>1,090</u>	<u>820</u>	<u>3,270</u>
備考					
1 (略)					

2 時間区分を連続して利用するときの利用料金は、当該時間区分に係る利用料金の額を合算した額に、正午から午後1時までの1時間にあつては午前の、午後5時から午後6時までの1時間にあつては午後の時間区分の1時間に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

3 (略)

改正前

別表（第4条、第5条、第17条関係）

利用料金の限度額

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円
多目的ホール		<u>3,810</u>	<u>5,110</u>	<u>3,810</u>	<u>12,730</u>
大会議室		<u>3,360</u>	<u>4,470</u>	<u>3,360</u>	<u>11,190</u>
中会議室		<u>2,620</u>	<u>3,510</u>	<u>2,620</u>	<u>8,750</u>
小会議室		<u>1,180</u>	<u>1,560</u>	<u>1,180</u>	<u>3,920</u>
ミーティングルーム		<u>550</u>	<u>730</u>	<u>550</u>	<u>1,830</u>

備考

1 (略)

2 (略)

第8条～第12条 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

第2条 (略)

第3条 (略)

(豊橋市民センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この条例の公布の日以前に第7条の規定による改正前の豊橋市民センター条例の規定により施行日以後の利用について承認等を受け、又は申請をした者の当該利用に係る利用料金の額については、同条の規定による改正後の豊橋市民センター条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第5条 (略)

第6条 (略)